

倉敷市立西中学校新教育振興会 規 約

第1条 名称及び事務局

本会は、倉敷市立西中学校新教育振興会と称し、事務局を西中学校内に置く。
略称を西中学校新教育振興会とする。

第2条 目的及び事業

本会は、学校教育活動として、西中学校生徒の文化・体育を振興し、生徒の知・徳・体を向上させることを目的とする。また、必要な物品の充実を行い、本校における学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 会員

西中学校の生徒の保護者をもって組織する。

第4条 会費

本会の会費は、西中学校の保護者より年間1,720円集めるものとする。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 書記・会計 1名

第6条 役員の仕事

- (ア) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (イ) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行する。
- (ウ) 書記・会計は、本会事務を行う。
- (エ) 監査は、本会の会計を監査し、結果を総会において報告する。

第7条 役員を選出

- (ア) 会長は、PTA会長を充てる。
- (イ) 副会長は、校長を充てる。
- (ウ) 書記・会計は、教頭を充てる。
- (エ) 監査は、PTA監査を充てる。

第8条 役員の仕事

- (ア) 役員の仕事は、1か年とし、再任を妨げない。

第9条 会計

- (ア) 本会の経費は、会費を充てる。

第10条 年度

本会の事業及び会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 施行

本規約は、令和8年4月1日より施行する。